

事例研究～中国ビジネス法務

(第86回)取引先「老頼」
債権回収リスクについて北京市大地律師事務所/日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

中国では信用に問題のある企業が多く、日系企業の債権回収を困難にしています。中でも「老頼」(ラオライ)と呼ばれる債務弁済拒否者からの債権回収は特に難しく、中国政府が与信管理にIT技術を導入して「老頼」へのさまざまな制裁措置を講じているものの、その根絶には至っていません。中国業務を展開する日系企業にご留意いただくべき問題として、今回は、「老頼」の定義、特徴、債権回収に与える影響と企業の対処方法について解説します。

◇「老頼」との取引で債権回収が困難になったケース

日系企業A社は、中国企業B社から商品供給の引き合いを受け、何度か商談して「誠意があり、支払能力もある」と判断し、十分な信用調査を行わないまま取引を始めた。取引開始後、B社は前金として取引額の50%の50万円を支払い、A社は商品をB社に納品した。残金の支払日となり、A社はB社に請求書を送付したが、一向に支払いがなく、何度も催促したが、B社はさまざまな理由をつけて支払いを引き延ばしてきた。

残金(債権50万円)が回収できないため、A社は債権不履行を理由にB社を訴え勝訴したが、B社はなお不当な理由で支払いを拒み続けた。A社が裁判所に強制執行を申し立てた時になり初めて、B社が他にも多くの債務を抱え「老頼」として裁判所のブラックリストに載っていることが発覚した。結果的に債権回収は見込み薄となっている。

「老頼」への制裁措置(抜粋)

高価な移動手段の利用を制限	個人及び企業が「老頼」の場合、個人及びその法定代表者、責任者、実質的支配者が航空券及び鉄道の一等(軟臥)寝台や、一等席チケットを購入することを制限
不動産や国有財産権の取引を制限	個人及び企業が「老頼」の場合、個人及びその法定代表者、責任者、実質的支配者が不動産を購入したり、個人及び企業が国有企業の試算や国有資産の取引に参加したりすることを制限
旅行・バカンスを制限	個人及び企業が「老頼」の場合、個人及びその法定代表者、責任者、実質的支配者が4つ星以上のホテルその他高級ホテルに泊まることやゴルフ、ナイトクラブへ行くことを制限
融資への制限	個人及び企業が「老頼」の場合、企業及び個人が属する企業は金融機関から厳格に審査され、融資を受けることが難しくなる
子女の私立学校通学を制限	個人及び企業が「老頼」の場合、個人及びその法定代表者、責任者、実質的支配者の子女が私立学校へ通う事を制限
刑事罰(判決や裁定への不履行罪)	個人: 重大案件は3年以下 特別重大案件は3～7年有期徒刑
	企業: 企業は制裁金 直接の責任者などは上記の有期徒刑

◇「老頼」との取引はリスクが高く、予備軍の発見も難しい

債権回収トラブルは、中国事業を展開する日系企業にとり主要リスクの一つとなっています。判決書や和解協議書等の法的文書があり相手方にも弁済能力があるにもかかわらず、弁済が拒否されることがあります。そのような場合、相手方は『信用失墜被執行人リスト情報の公表にかかる若干の規定』第1条により、信用失墜被執行人としてブラックリストに登載されます。同様に、悪質な方法で執行を拒否する者、財産隠しで執行を逃れる者、財産報告制度に違反する者、消費制限令に違反する者、正当な理由なく和解協議を履行しない者もリストに載ることが規定されており、これらに当てはまる企業や個人が「老頼」と呼ばれています。

現在「信用中国」や地方の与信管理データベース「信用北京」や「上海誠信」等)、最高裁判所のホームページ等で「老頼」の情報が一般に共有されるようになっていました。しかし、ブラックリスト上で公表されない「老頼」予備軍の場合、事前の認知が困難なため、取引先の経営・財務・係争・行政処分などの情報の事前調査を行うことが、リスク回避に有効となります。

◇「老頼」について日系企業へのアドバイス

中国ビジネスにおいて、「老頼」であることが事前に判明した相手との取引は、債権回収上のリスクの大きさに鑑みると避けることが望ましく、取引前の与信調査では、前掲の情報共有ツールなどを用いてチェックを行うことをお勧めします。また、現在の取引相手が「老頼」となっていないか、定期的にチェックを行うこともリスク管理上有効な手だてとなります。

思いがけず「老頼」予備軍と遭遇し、債権回収の雲行きが怪しくなったときは、自社の損失を最小限に抑えるために、法的文書を取得し、相手先が裁判所によって「老頼」ブラックリストに搭載される条件を整えるという手段があります。「老頼」になると、複数の政府機関から上表のようなさまざまな共同処分を受け、事業や生活の上で大きな制約を受けることになります。「老頼」は債務を弁済すればブラックリストから除外されるため、債権回収に一定の効果が期待できます。

四川省、一般航空飛行場500カ所建設へ

中国四川省政府はこのほど、ヘリコプターや小型機などジェネラル・アビエーション(一般航空)用の飛行場500カ所を2030年までに整備する計画を明らかにした。同省が一般航空用の飛行場建設計画を定めたのは初めて。四川在線が伝えた。

計画によると20年までに100カ所以上を整備し、同省の主要都市である成都、徳陽、綿陽の各市の一般航空需要を満たせるよう飛行場網を完成させる。

このほか、成都平原地区、川南地区、川東北地区など省内4地区から各1カ所の一般航空飛行場を選定。総合型の一般航空飛行場に育成し、サービス提供の中心的な施設とする。また、各地の一般航空産業団地内の飛行場には、メンテナンス基地の機能を持たせる。(時事)

武漢漢口北市場、輸出品購入なら増値税免除

中国湖北省武漢市の雑貨や繊維製品の卸売市場、漢口北国際商品交易中心(通称、漢口北市場)は、市場内に登記した企業が市場内で輸出品を購入した場合、17%の増値税(付加価値税)を免除する特例が中央政府から認められ、省内外の中小企業の注目を集めている。荊楚網が伝えた。

市場ではこのほど、輸出企業説明会が開催され、増値税の免除のほか、通関手続き面での優遇や各種補助金の適用が紹介された。全国から参加した150企業のうち、9社が同市場への進出を決めた。

漢口北国際商品交易中心は昨年9月、全国の他市場とともに特例が認められた。市場内に登記した企業が、市場内調達した商品は、契約1件当たり15万米ドル以下に限り増値税を免除する。輸出コストが大幅に下がるため、これまでの約半年間で内外の約1000社の関係者が問い合わせに訪れている。(時事)

重慶銀行系ファイナンス・リース会社に開業許可

中国重慶市で上場する重慶銀行は24日、傘下のファイナンス・リース会社「重慶◆(カネヘンに心)渝金融租賃」が22日、重慶金融監督管理局から開業を許可されたと発表した。

重慶銀行の新会社への出資比率は51%、出資額は15億3000万元。

新会社の事業内容には、ファイナンス・リース、ファイナンス・リース資産の譲渡・譲受、証券投資、銀行以外の株主からの3カ月以上の定期預金受け入れ、金融機関や海外からの借入れなどが含まれる。(時事)